

伊賀市プレミアム付商品券

収扱い登録店一覧表。ご利用の手引き



商品券をご利用いただく際にご確認ください

お問い合わせ先 伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会 上野商工会議所 伊賀市上野丸之内500 TEL 0595-21-0527 伊賀市商工会 伊賀市下柘植723-1 TEL 0595-45-2210



○伊賀市プレミアム付商品券は

2年10月1日図から2年2月29日日まで利用可能です。

有効期限を過ぎると利用できなく なりますのでご注意ください



○商品券のご利用方法

プレミアム付商品券は、物品及び役務の提供に対し、対価の支払として使用できます。(小売店・飲食店・サービス業等、公的医療保険や介護保険の自己負担分)。商品券の利用にあたっては取扱店一覧表や、取扱店ポスターを貼っているお店をご確認のうえ利用ください。

このポスターが貼られているお店で ご利用ください

注意事項

- 商品券はおつりはでません。
- 商品券は現金との引換はできません。
- ●商品券の盗難、紛失等に対して、発行者はその責を負いません。

伊賀市プレミアム付商品券令和元年10月1日(火)から令和元年10月1日(火)から

○商品券の利用対象にならないもの

- 不動産や金融商品
- ●たばこ
- 金券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- 風俗営業等
- 国税や地方税の支払
- ●その他、伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会が、商品券の利用対象として適当と認めないもの



※プレミアム付商品券を装った"振り込め詐欺"や "個人情報の詐取"にご注意ください。

- ●「プレミアム付商品券」を販売するために、市区町村や内閣府、商工団体などが手数料などの振込を 求めることは絶対にありません。
- ●市区町村や内閣府、商工団体などが ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ●現時点で、市区町村や内閣府、商工団体などが住民の皆様の世帯構成などの個人情報を照会することは絶対にありません。
- ●ご自宅や職場などに市区町村や内閣府の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話《#9110》)にご連絡ください。

